

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

資料 1

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。（特措法第14条）



内閣総理大臣は、（当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

特措法に基づく、都道府県対策本部について

○所掌事務（同第22条）

当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

○本部長（同第23条）

都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者

○都道府県対策本部長の権限（同第24条）

○医療等の実施の要請等（同第31条）